

令和 7 年 4 月 1 日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変更になります

厚生労働省より食材費、人件費等が高騰していることを踏まえ、令和 7 年 4 月 1 日から入院費食事療養費(入院食事代)の費用が改定されました。

これに伴い、令和 7 年 4 月 1 日より下記のように負担額が変更になります。

対象者	現行 (1食あたり負担額)	令和 7 年 4 月 1 日より (1食あたり負担額)
住民税課税世帯 (下記以外の方)	490 円	510 円
指定難病患者 (非課税世帯は除く)	280 円	300 円
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ 低所得者(区分才)70歳未満 (過去 1 年間入院期間が90日以内)	230 円	240 円
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ 低所得者(区分才)70歳未満 (過去 1 年間入院期間が90日以上)	180 円	190 円
住民税非課税世帯・低所得Ⅰ	110 円	変更なし